

新たな都立中央図書館整備に係る有識者会議 設置要綱

令和 7 年 7 月 3 日制定
7 教地管第 886 号

(目的)

第 1 条 令和 7 年 4 月に公表した「都立中央図書館の在り方」や、移転整備先である神宮前五丁目地区のまちづくり方針を踏まえ、新たな都立中央図書館における具体的なサービス内容や施設等について、専門的な見地から意見を聴取するため、新たな都立中央図書館整備に係る有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 新たな都立中央図書館の施設や設備、サービス内容や運営に関すること
- 二 周辺まちづくりとの連携の在り方に関すること
- 三 その他、会議の目的を達成するために必要な事項

(委員等)

第 3 条 会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する事務が完了する日までとする。

(座長)

第 4 条 会議には、座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第 5 条 会議は、開催の都度、座長が招集する。

- 2 会議は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、または他の方法により意見を聞くことができる。
- 3 会議及び会議の資料は、原則公開とする。また、議事要旨は会議の終了後に公開する。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する非開示情報に該当すると認められる場合は、その理由を明らかにした上で、一部または

全部を非公開とすることができる。

4 前項ただし書きに基づく非公開は、座長が会議に諮って決定する。

(守秘義務)

第6条 委員又は第5条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育庁地域教育支援部管理課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。